

青森県報

第三千九百八号

平成二十六年
十月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域) ……三
- 出先機関……………(同) ……三
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……三

告 示

青森県告示第七百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	名 称	年 月 日 定
株式会社 デイスパッチ	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂五五の七	名 称	所 在 地	
デイスパッチ居宅介護支援事業	所 在 地	年 月 日 定	
つがる市柏鷲坂清見七一の一			平成 二〇一五

青森県告示第七百三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 〇九六	平成 二六・〇・一	社会福祉 法人至誠社	十和田市 大字和山 一動大の 一市中	特別養護 老人ホ △雙葉苑	十和田市 大字三本 一木字上 二〇〇〇	平成 二六・〇・一	地域密着 型介護老 人福祉施 生設入所 生活介護

青森県告示第七百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おぶち薬局	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三四 の二	平成二〇・一
ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	"

青森県告示第七百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
のりた調剤薬局	五所川原市字布屋町五六の二	平成二〇・八三〇

青森県告示第七百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定によ

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 年 月 日
	所在地		
林 彰仁	八戸市立市民病院	呼吸器科（呼吸器機能障害）	平成二〇・一
	八戸市大字田向字毘沙門平一		

青森県告示第七百三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十六年七月十一日及び同年八月五日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %		水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチロ印プロイラー肥育前期用配合飼料 ニチロえつけ	26.7	24.1	3.9	1.29	0.79	1.5	6.4			3,050	12.2	

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ノーサン印子豚人工乳後期 用配合飼料 イノウ・フオーC	26.7	19.4	5.5	0.98	0.70	1.5	5.3					79.7		13.5	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	日清丸紅印種豚用配合飼料 MN種豚クランブル	26.6	14.1	3.1	1.13	0.77	3.4	5.6					71.5		13.1	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	協同飼料 中盤用	26.8	18.8	3.7	1.17	0.62	2.6	5.9							2.850	13.3
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	日配成鶏飼育用配合飼料 D P F 15	26.8	15.7	6.3	4.67	5.0	2.0	14.4							2,900	11.1
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	協同飼料 F B フライニツチャー75	26.8	13.6	3.7	0.65	0.5	2.4	4.0					75.8			11.1

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百三十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
岩屋	発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字岩屋字往来一四六の一 相馬 藤次郎 下北郡東通村大字岩屋字往来四九の四 三國 直人	平成二十六年 十月十五日か ら十月二十九 日まで	岩屋漁業協 同組合

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年十月十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	市澤 善一	十和田市大字沢田字西村一七	平成二六・一〇・三〇

下北郡東通村大字岩屋字往来八九の三
相馬 真哉

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭